

多面的機能支払交付金

Q&A

令和4年3月

与謝野町

(Q)

活動期間は原則5年ということであるが、活動期間の延長と活動継続の可能性はあるか。

(A)

多面的機能支払交付金活動は、5年の活動で申請します。

1回の活動は5年で終了し、それ以上延長することができません。

5年の活動が終了した後は、新たな5ヵ年計画として活動の継続が必要です。

(Q)

与謝野町災害復旧事業の地元負担分を多面から支出してよいか。

(A)

支出可能です。ただし農地維持・共同から支出してください。

(Q)

与謝野町災害復旧事業の申請団体が農事組合や他の団体の場合、地元負担分を多面的事業から申請団体へ補助してもよいか。

(A)

補助は可能です。上記同様農地維持・共同から支出してください。補助する際は、地元負担分を越えないようにしてください。

(Q)

与謝野町フェンス維持管理事業の地元負担分を多面から支出してよいか。

(A)

支出可能です。ただし農地維持・共同から支出してください。

(Q)

与謝野町災害復旧事業、与謝野町フェンス維持管理事業で工事費、資材費等を支出したあと町から補助金があると思うが、その補助金は多面の口座へ入金してよいか。

(A)

直接の入金は不可です。

町の補助金は多面的機能支払交付金以外の通帳に入金した後、その口座から多面の通帳に入金してください。

(Q)

借入金の入金は可能か。

(A)

可能です。ただし、借入金は借り入れた年度内に必ず返済してください。返済金は金銭出納簿に支出として計上せずマイナス収入として計上してください。

(Q)

日当や役員報酬の金額はどのように決めたらよいか。

(A)

活動組織内で決めてください。日当や役員報酬の金額の決定は総会で諮るなどをして、組織内で合意形成をしっかりと行ってください。

(Q)

工事に係る3者見積もりの基準とは。

(A)

65万以上の場合は3者見積もりをしてください。

(Q)

領収書等の保存期限はいつまでか。

(A)

事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。